指定工事店登録必要書類チェック表

申請業者名

	必要書類	法人	個人事業主
営業所関係	指定工事店指定申請書		
	営業所の平面図		
	営業所の付近見取り図		
	写真、営業所正面（店名の看板が写っているもの）		
	写真、事務所内		
	工事施工に必要な設備機材一覧表		
	写真、工事施工に必要な設備機材		
代表者	住民票抄本 （原本）		
	身分証明書 （原本）等		
	経歴書		
	市区町村税の未納税額がないことの証明書（完納証明書）（原本）		
	誓約書		
法人	商業登記事項証明書 （原本）		
	定款の写し		
	法人税の未納税額がないことの証明書（その3）　　国税 （原本）		
責任技術者関係	責任技術者名簿		
	雇用関係を証明する書類。（下 3 つのいずれか）		
	①組合健保、政府管掌健保被保険証（国民健康保険は除く）		
	②雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し		
	③技術者全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し		
	責任技術者証写し		

H28.9

様式第１号（第４条、第８条関係）

年　　月　　日

菰野町下水道排水設備指定工事店指定申請書
（新規・更新）

菰野町長様

菰野町下水道排水設備指定工事店規則第４条（第８条）第１項の規定により、指定（更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな 名称又は商号			
	ふりがな 代表者住所・氏名	〒 電話　　（　　）	印	
	ふりがな 営業所所在地	〒 電話　　（　　）		

添付書類

（１）　個人の場合は、代表者に関する個人の住民票、身分証明書、経歴書及び第３条第１項第４号及び第２項に該当しないことの誓約書

（２）　法人の場合は、商業登記事項証明書、定款の写し、法人税の未納税額がないことの証明書（完納証明書）及び代表者に関する前号に定める書類

（３）　営業所の平面図及び付近見取図（様式第１号の２）並びに営業所正面全景及び内部の写真

（４）　専属責任技術者名簿（様式第１号の３）、専属する責任技術者の責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類

（５）　設備及び器材一覧表（様式第１号の４）

（６）　個人の場合は、代表者に関する市町村税の未納税額がないことの証明書（完納証明書）

（７）　法人の場合は、法人税及び代表者に関する市町村税の未納税額がないことの証明書（完納証明書）

様式第１号の２（第４条関係）

営 業 所 の 平 面 図 及 び 付 近 見 取 図

平　面　図

付 近 見 取 図

（注）　１　営業所正面全景及び内部の写真を添付すること。

２　平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。

３　付近見取図は、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。

様式第１号の３（第４条関係）

年　　月　　日

専 属 責 任 技 術 者 名 簿 （ 新 規・更 新 ）

菰 野 町 長 様

名称又は商号
所　在　地　〒
電　　話
代表者氏名　　印

ふりがな 専属者氏名	住　　所	登 録 番 号	摘　　要
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	
	〒	第　　号	

[　添付書類　]

１　責任技術者証の写し

２　雇用関係を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ

①　組合健保、政府管掌健保被保険者証（国民健康保険証は除く。）の写し

②　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

③　賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

様式第１号の３別紙

住　　所	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号
	住　　所	〒	
	氏　　名		登録番号　第　　号

様式第１号の４（第４条関係）

設備及び器材一覧表

機　械・工　具　名	台　数	備　　考
	台	

様式第２号の１（第４条関係）

菰 野 町 長　　様

誓約書

下水道排水設備指定工事業者申請者及びその役員は、菰野町下水道排水設備指定工事店規則第３条第１項第４号及び第２項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

住所

申請者氏名又は名称　　印

電話番号

代表者の氏名

写真貼付台紙

営業所正面全景

事務所内部

※ 写真台帳に代えることも可能です

写真貼付台紙

設備及び器材

設備及び器材

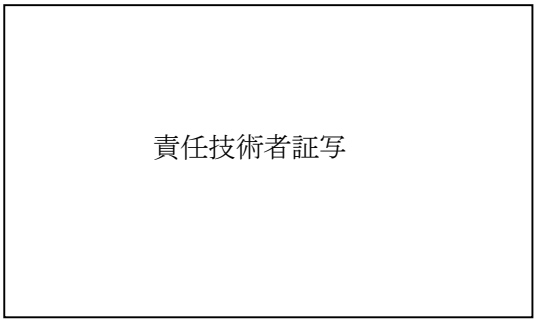
※　写真台帳に代えることも可能です

責任技術者証の写し









菰野町下水道排水設備指定工事店登録のご案内

菰野町内において排水設備関係の工事を行うには役場に指定、登録された工事店でなければいけません。三重県内に事務所があり、三重県下水道公社開催の下水道排水設備工事責任技術者試験に合格し、公社の資格認定者名簿に登録され、責任技術者証を発行された方が１名以上専属している場合など一定の要件を満たす場合に菰野町指定工事店として登録されます。

登録に当たり、多くの書類を提出していただく事になりますので、別紙の必要書類の案内を熟読の上、菰野町役場上下水道課まで提出願います。

※受付時間

９：００～１６：３０　（ただし、土日祝日は除きます）

提出書類の中に本籍地でしか発行できないものもありますので
余裕をもって準備してください。

「問い合わせ」上下水道課直通　℡（０５９）３９１－１１３２、（０５９）３９１－１１３６

（参考）　菰野町下水道排水設備指定工事店規則（抜粋）

（指定工事店の指定）

第３条　条例第６条に規定する指定工事店は、次の各号に掲げる要件に適合している業者とし、町長が指定工事店として指定するものとする。

（１）　責任技術者が１名以上専属していること。

（２）　工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

（３）　三重県（以下「県」という。）内に営業所があること。

（４）　次のいずれの場合にも該当しないこと。

イ　業者（法人にあっては、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

ロ　業者（法人にあっては、代表者）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない場合

ハ　指定工事店が、第10条第２項の規定により指定を取り消されてから２年を経過していない場合

ニ　業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

ホ　業者（法人にあっては、代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合

ヘ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者がいる場合

２　前項第４号ハの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ハに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。

下水道排水設備指定工事店指定申請に必要な書類

１．下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第１号）

添付書類

個人事業主及び法人の代表者

１　住民票抄本（市区町村にて発行）

２　身分証明書、特別永住者証明書または在留カード

★（身分証明書は本籍地の市区町村でしか発行されませんが郵便でも請求できます）

３　経歴書（代表者の履歴書）

４　市区町村税の未納税額がないことの証明書（完納証明書）

５　第３条第１項第４号及び第２項に該当していないことの誓約書

法人

１　商業登記事項証明書　（法務局にて発行）

２　定款の写し

３　法人税の未納税額がないことの証明書（完納証明書）

※法人税の納税証明書を発行する場合は、社印が入った委任状か、代表者が代表者とわかるものを持参していただく必要があります。

４　法人代表者個人の上記１～５の書類

２．営業所の平面図及び付近図面（様式第１号の２号）〔個人・法人共通〕

添付書類

１　写真　　正面全景１枚（店名の看板が写っているもの）、事務所内１枚

（別紙貼り付けの上提出）

２　工事施工に必要な設備及び機材の一覧表及び写真

（平面図等が様式に書き込めない場合、別紙にて提出願います。）

３．専属責任技術者名簿（様式第１号の３）

添付書類

１　雇用関係を証明する書類（下記の内いずれか一つ）

①組合健保、政府管掌健保被保険者証（国民健康保険証は除く）の写し

②雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

③技術者全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

２　責任技術者証の写し（別紙に貼り付けの上提出）

指定工事店の指定を受けたら

１．指定手数料

　指定工事店の指定を受けたら、指定手数料として１万円を納入してください。このお金は指定工事店として指定するための手数料です。

２．指定工事店の指定時期と指定工事店の有効期間

　指定工事店の指定は随時受け付けしています。

　また、指定工事店の有効期間は５年間ですが、年度途中に指定工事店になられた場合、年度当初に指定された方と同じ扱いとなります。（令和元年度当初指定の有効期間は令和６年３月まで、令和元年１０月に指定された場合も有効期間は令和６年３月となります。）

　参考指定工事店規則(抄)

　（指定の有効期間）

第７条　指定工事店の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日の属する年度の４月１日から５年間とする。ただし、特別の理由があるときは、町長はこれを短縮することができる。